

令和7年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後4時から4時10分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見 聡
書記	長嶋 昭浩
	赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議長 本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長からご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

5番、長島教夫委員、6番、町田文利委員のご両名をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」〕

議長 ありがとうございます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号について説明いたします。

議案第11号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は462平方メートルです。譲受人は秩父市で不動産業を営む法人で、譲渡人は秩父市在住の方であります。申請理由は、建築条件付売買予定地で、権利の種類は所有権移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、東養寺から北東に約300メートルのところが申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、建築条件付売買予定地として転用したいとの申請でございます。

ここで、建築条件付売買予定地について説明いたします。通常の建て売り住宅では、既に建築された住宅と土地をセットで販売しますが、建築条件付売買予定地は、販売する際には住宅は建築されておらず、土地購入者が決まった後に、購入者の希望に添った住宅を建築するものになります。また、購入が決まらなかった区画は、譲受人の転用事業者の責任において、自ら最終的に建物を建てて売り渡すという条件がつきます。申請地は令和3年8月に農業振興地域内の農用地区域から除外されており、農地区分は申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、譲受人について、除外申請時の申請者と今申請者が異なりますが、譲渡人の意向により変更があった旨の理由書を添付しての申請となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

5月16日午後1時半頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、東養寺から北東に約300メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、譲受人が建築条件付売買予定地として転用する申請でございます。申請地周辺は住宅地となっており、周辺農地に与える影響も少ないものと考えられるため、転用はやむを得ないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第11号について所見を申し上げ

げます

申請書並びに添付書類を精査し、5月16日午後1時半頃、町田推進委員と現地確認を行いました。町田推進委員の説明にもあったとおり、周辺農地に与える影響も少ないと判断されます。また、申請地周辺は住宅地となっているため、転用はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。何かご質疑等ございますか。

はい。

町 田 委 員

6番の町田です。土地の利用が位置指定道路を利用して宅地という形なのですけれども、都市計画課というか、開発の関連に該当するのかどうかというところの、その辺の調査というか、それは一応開発の担当課のほうと調整を取っているかどうかを聞きたいと思います。

議 長

事務局、お願いします。

事 務 局

ただいまの質問に回答させていただきます。

まず、今質問にありました開発に関しては、横瀬町の条例の中で都市計画区域内であれば1,000平米以上であります、事前協議が必要であるというものがあります。今回の申請地は都市計画区域内にありますので、開発の事前協議が必要かということになると思われるのですが、建設課に確認したところ、その周辺の地域で過去に農地転用がありましたが、時期が令和元年頃であり、かなり前になりますので、その一帯を事前協議する必要はないと判断するというを確認しております。

議 長

よろしいでしょうか。

町 田 委 員

はい。

議 長

ありがとうございました。

ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」〕

議 長

なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第11号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。

よって、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午後 4時10分)